電子契約サービス（クラウドサイン）Q&A

No.	質問	回答
1	送られてきた契約書に、間違いがあり同意しない場合はどのような流れになりますか。	書類の内容に同意できない場合、書類を却下していただき、訂正した書類を再送させていただく流れとなります。 ・https://help.cloudsign.jp/ja/articles/1057523-
2	クラウドサインから送信されてくるメールはHTML形式のようですが、テキスト形式でしか受信できない設定していても問題ないでしょうか。	テキストメールにも対応しております。 ・https://help.cloudsign.jp/ja/articles/397633- ・https://help.cloudsign.jp/ja/articles/397758-
3	リンク付きのメールは、フィッシングやファーミングのリスクがありますが、受信したメールがクラウドサインからの真正メールであることの確認はできますか。	メール配信にはAmazon SESを利用しております。 なりすまし対策として、メールサーバで送信ドメイン認証(SPF/DKIM/DMARC)を実施しております。 上記を踏まえ、クラウドサインから送信されるメールであるかはお客様自身でご確認いただく必要がございます。 確認する方法の一例として、以下が挙げられます。 ・送信ドメイン認証(SPF/DKIM/DMARC)の結果によるフィルタリングを実施して、なりすましメールを削除する ・メールの送信元メールアドレスが、ヘルプセンターに記載のアドレスであることを確認する 参考： ・Amazon SESについて： https://aws.amazon.com/jp/ses/details/ ・クラウドサインから送信されるメールについて： https://help.cloudsign.jp/ja/articles/5688926
4	本人確認のメールアドレスについてです。部署で共有メールアドレスを使用しており、契約担当者と契約締結権限者のアドレスが同じでも問題はないでしょうか。	契約担当者につきましては、共有メールアドレスやメーリングリストでも構いませんが、契約締結権限者につきましては、共用メールアドレス・メーリングリストの利用は控えていただきますようお願いいたします。
5	受注者（事業者）からは、「電子契約確認書」を提出することで契約相手方（契約締結権限者）のメールアドレスを確認いただくこととなっておりますが、同様に貴機構における契約締結権限者の確認資料として、弊社書式の「電子契約サービスの利用に関する届出書（記載事項：署名者のアドレス）」をご提出いただくことは可能でしょうか。	可能です。
6	署名完了後にクラウドサイン上で保管される期間はどれくらいでしょうか。	期間の制限はございません。
7	３者契約の場合でも、電子契約（クラウドサイン）による契約が可能でしょうか。	３社間契約でも利用可能です。
8	電子契約確認書における契約締結権限者と契約担当者がいます。契約締結権限者に社内にて事前に契約の承認を得ることで、契約締結権限者には電子契約関係のメールがいかず、契約担当者だけにメールが行き、承認も契約担当者の承認同意クリックにて電子契約を締結することは可能ですか。	当機構としては、「委任状・使用印鑑届」で届出ている代表者（権限委任している場合は代理者）と「電子契約確認書」の契約締結権限者が合致していることの確認をもって電子契約書が有効であると判断いたします。 よって、代理承認（契約締結権限者のメールアドレス欄に契約担当者のメールアドレスを記載する等）を行う場合においては、無権代理（民法113条）等の法律を踏まえ、必ず契約締結権限者の承認を得ておく等適切な運用をお願いいたします。
9	クラウドサインから届く「確認依頼メール」、「電子署名が施されたメール」は、電子契約確認書に記載する「１ 契約締結権限者」宛にはTo、「２ 契約担当者」宛にはCCとして届くのでしょうか。	両者ともToで届きます。

10	電子契約確認書の「１ 契約締結権限者」と「２ 契約担当者」には、どのような順番で承認依頼メールが届くのでしょうか。	宛先の指定順で確認依頼メールが送付されます。 基本的には「契約担当者」→「契約締結権限者」の順番で指定します。
11	契約締結権限者と契約担当者の所属、役職、氏名、メールアドレスは同じで問題ないでしょうか。	契約締結権限者と契約担当者が同一の場合は、「電子契約確認書」の契約締結権限者のみ記載してください。
12	メールアドレスは、契約締結権限者と契約担当者の２つ用意しないと電子契約をできないのでしょうか。	メールアドレスは１つ以上あれば電子契約をすることが可能です。メールアドレスが１つしか無い場合は、「電子契約確認書」の契約締結権限者のみを記載して提出してください。
13	「利用規約に同意して開く」を押下すると再度表示されないと説明ありました。契約内容の関して関係部門の確認が必要となり、即日「同意」を押下できません。PDFを閉じ、後日に「書類の内容に同意」へ進むことは可能ですか。 ・開いたPDFはダウンロード可能ですか。	一度「利用規約に同意して開く」を押下して書類を開いた後に、画面を閉じて後日に「同意」に押下することは可能です。また書類の左上にあるダウンロードを押下することでpdfのダウンロードも可能です。
14	承認依頼メール等は「契約担当者」と「契約締結権限者」に届くようですが、 あくまでも最終的な契約同意のボタンをクリックするのは「契約締結権限者」であり、契約担当者にはメールが届いても契約同意の行為はなく、お知らせ的な感じのイ メージでしょうか。	電子署名上には「契約締結権限者」と同様に「契約担当者」の承認も入ります。最終的な契約同意は「契約締結権限者」となりますが、「契約担当者」も契約同意の一環となるイメージです。
15	ネットワーク機器の移行を予定しており、それに伴いグローバルIPアドレスが変更されます。これまで利用していたシステムでグループIPアドレス制限を行っていた場合、作業切替日を もってアクセスできなくなる為、事前把握を行いたく「グローバルIPアドレスでのアクセス制御を行っているか」のご確認/ご教示いただけませんでしょうか。 併せてアクセス制御を行っている場合、作業切替日前に、変更後のグローバルIPアドレスを事前登録可能かご確認いただきたくお願い致します。"	グローバルIPアドレスのアクセス制御は行っておりません。